

株式会社しんあい
サービス別料金表

1. 【デイサービスしんあい】 [通常規模型通所介護]

①要介護1～5の方（提供時間9：25～16：30 介護保険負担割合1割の方の場合 1日当たり）

	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
単位数（単位）	658	777	900	1,023	1,148
サービス利用料（円）	6,757	7,979	9,243	10,506	11,789
自己負担額（円）	676	798	925	1,051	1,179

※入浴介助加算Ⅰ（40単位／回）、入浴介助加算Ⅱ（55単位／回）、個別機能訓練加算Ⅰイ（56単位／回）は選択された方のみ加算されます。

※サービス提供体制強化加算Ⅱ（18単位／日）、科学的介護推進体制加算（40単位／月）は全ての方に加算されます。

※介護職員等処遇改善加算Ⅰ（所定単位数の9.2%）は全ての方に加算されます。

②事業対象者及び要支援1、2の方（介護保険負担割合1割の方の場合 1月あたり）

	事業対象者	要支援1	要支援2
単位数（単位）	1,798	1,798	3,621
サービス利用料（円）	18,465	18,465	37,187
自己負担額（円）	1,847	1,847	3,719

※サービス提供体制強化加算Ⅱ（事業対象者・要支援1：88単位／月、要支援2：176単位／月）、科学的介護推進体制加算（40単位／月）は全ての方に加算されます。

※介護職員等処遇改善加算Ⅰ（所定単位数の9.2%）は全ての方に加算されます。

2. 【デイサービス第2しんあい】 [地域密着型通所介護]

要介護1～5の方（提供時間9：25～16：30 介護保険負担割合1割の方の場合 1日当たり）

	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
単位数（単位）	753	890	1,032	1,172	1,312
サービス利用料（円）	7,733	9,140	10,599	12,036	13,474
自己負担額（円）	774	914	1,060	1,204	1,348

※入浴介助加算Ⅰ（40単位／回）、入浴介助加算Ⅱ（55単位／回）、個別機能訓練加算Ⅰイ（56単位／回）は選択された方のみ加算されます。

※科学的介護推進体制加算（40単位／月）は全ての方に加算されます。

※介護職員等処遇改善加算Ⅱ（所定単位数の9.0%）は全ての方に加算されます。

3. 【デイサービス第3しんあい】 [地域密着型通所介護]

要介護1～5の方（提供時間9：25～16：30 介護保険負担割合1割の方の場合 1日当たり）

	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
単位数（単位）	753	890	1,032	1,172	1,312
サービス利用料（円）	7,733	9,140	10,599	12,036	13,474
自己負担額（円）	774	914	1,060	1,204	1,348

※入浴介助加算Ⅰ（40単位／回）、入浴介助加算Ⅱ（55単位／回）、個別機能訓練加算Ⅰイ（56単位／回）は選択された方のみ加算されます。

※認知症加算（60単位／回）は対象の方で、選択された方のみ加算されます。

※サービス提供体制強化加算Ⅱ（18単位／日）、科学的介護推進体制加算（40単位／月）は全ての方に加算されます。

※介護職員等処遇改善加算Ⅰ（所定単位数の9.2%）は全ての方に加算されます。

4. 【認知症対応型通所介護施設こころしさ】 [(介護予防) 認知症対応型通所介護 単独型]

要支援1、2及び要介護1～5の方（提供時間9：25～16：30 介護保険負担割合1割の方の場合 1日当たり）

	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
単位数（単位）	859	959	994	1,102	1,210	1,319	1,427
サービス利用料（円）	8,873	9,906	10,268	11,384	12,499	13,625	14,741
自己負担額（円）	888	991	1,027	1,139	1,250	1,363	1,475

※入浴介助加算Ⅰ（40単位／回）、入浴介助加算Ⅱ（55単位／回）は選択された方のみ加算されます。

※サービス提供体制強化加算Ⅱ（18単位／日）、科学的介護推進体制加算（40単位／月）は全ての方に加算されます。

※介護職員等処遇改善加算Ⅰ（所定単位数の18.1%）は全ての方に加算されます。

5. 【訪問介護しんあい】 [(介護予防) 訪問介護]

①要介護1～5の方(介護保険負担割合1割の方の場合 1回あたり)

身体介護	20分未満	20分以上30分未満	30分以上60分未満	60分以上90分未満	90分以上(30分増すごとに)
単位数(単位)	163	244	387	567	82
サービス利用料(円)	1,698	2,542	4,033	5,908	854
自己負担額(円)	170	255	404	591	86
生活援助		20分以上45分未満	45分以上		
単位数(単位)		179	220		
サービス利用料(円)		1,865	2,292		
自己負担額(円)		187	230		

②事業対象者、及び要支援1・2の方(介護保険負担割合1割の方の場合 1月あたり)

訪問介護相当サービス	週1回程度利用	週2回程度利用	週2回を超える利用 (要支援2の方のみ)
単位数(単位)	1,176	2,349	3,727
サービス利用料(円)	12,254	24,477	38,835
自己負担額(円)	1,226	2,448	3,884

※基本的な自己負担額に対して、早朝(6:00～8:00)・夜間(18:00～22:00)帯は25%増し、深夜(22:00～6:00)帯は50%増しの金額になります。

※初回のサービスについては、初回加算(200単位/回 初回のみ)が加算されます。

※特定事業所加算I(所定単位数の20.0%)は全ての方に加算されます。

※介護職員等処遇改善加算I(所定単位数の24.5%)は全ての方に加算されます。

6. 【訪問看護しんあい】 [(介護予防) 訪問看護]

①要介護1～5の方(介護保険負担割合1割の方の場合 1回あたり)

訪問看護	訪問看護 I 1 (20分未満)	訪問看護 I 2 (30分未満)	訪問看護 I 3 (30分以上 60分未満)	訪問看護 I 4 (60分以上 90分未満)
単位数(単位)	314	471	823	1,128
サービス利用料(円)	3,272	4,908	8,576	11,754
自己負担額(円)	328	491	858	1,176
訪問リハビリ	訪問看護 I 5 (理学療法士等) 20分	訪問看護 I 5 (理学療法士等) 40分	訪問看護 I 5 (理学療法士等) 60分	
単位数(単位)	294	588	882	
サービス利用料(円)	3,063	6,127	9,190	
自己負担額(円)	307	613	919	

②要支援1、2の方(介護保険負担割合1割の方の場合 1回あたり)

訪問看護	予防訪問看護 I 1 (20分未満)	予防訪問看護 I 2 (30分未満)	予防訪問看護 I 3 (30分以上 60分未満)	予防訪問看護 I 4 (60分以上 90分未満)
単位数(単位)	303	451	794	1,090
サービス利用料(円)	3,157	4,699	8,273	11,358
自己負担額(円)	316	470	828	1,136
訪問リハビリ	予防訪問看護 I 5 (理学療法士等) 20分	予防訪問看護 I 5 (理学療法士等) 40分	予防訪問看護 I 5 (理学療法士等) 60分	
単位数(単位)	284	568	852	
サービス利用料(円)	2,959	5,919	8,878	
自己負担額(円)	296	592	888	

※初回サービス時、過去2か月間サービス提供がなかった場合の再開時、要介護から要支援、要支援から要介護に変更になった際には初回加算(300単位/回)が加算されます。

※入院中に在宅での療養生活についてカンファレンスを行った場合、退院時共同指導加算(600単位/回)が加算されます。

※緊急時の電話相談、及び訪問をご希望される場合には、緊急時訪問看護加算(600単位/月)が加算されます。

※Ⅰ：在宅悪性腫瘍患者、気管切開患者、気管カニューレ留置カテーテルをしている方

Ⅱ：腹膜還流、血圧透析、在宅酸素、中心静脈、経管栄養、自己導尿、持続陽圧呼吸両方、自己疼痛管理、肺高血圧患者、人口肛門、人口膀胱、褥瘡、点滴を週3日以上行う状態の方

上記Ⅰ、及びⅡに該当される方は、それぞれ特別管理加算Ⅰ(500単位/月)、特別管理加算Ⅱ(250単位/月)が加算されます。

※終末期の状態であり、身体的・精神的な援助を行う場合、ターミナルケア加算(2,500単位/回)が加算されます。

※全ての方にサービス提供体制強化加算Ⅱ(3単位/回)が加算されます。

7. 【居宅介護支援事業所しんあい】 [居宅介護支援・介護予防支援]

要介護者又は要支援認定を受けられた方は、各サービスを受けられるにあたっての利用者負担金はありません。ただし、保険料の滞納等により保険給付金が事業者を支払われない場合、要介護度に応じて下記の金額をいただき、事業者からサービス提供証明書を発行します。このサービス提供証明書を保険者に提出しますと、払い戻しを受けられます。

①居宅介護支援費 要介護1～5の方

	要介護1、2	要介護3、4、5
居宅介護支援費Ⅰ（単位）	1,086	1,411
居宅介護支援費Ⅱ（単位）（40件以上60件未満）	544	704
居宅介護支援費Ⅲ（単位）（60件以上）	326	422

※新規契約される方、又は要介護状態区分が2区分以上の変更される方は初回加算（300単位/月）が加算されます。

※入院日から3日以内か4日以上7日以内かで250単位/回、又は200単位/回のいずれかが、対象の方に対して入院時情報連携加算として加算されます。

※退院・退所時の連携回数、カンファレンスの有無により、対象の方には退院・退所加算として450、600、750、900単位/回が加算されます。

※通院時情報連携加算（50単位/回）、ターミナルケアマネジメント加算（400単位/月）が対象の方には加算されます。

※特定事業所加算Ⅱ（421単位/月）は全ての方に加算されます。

②介護予防支援費 要支援1・2の方

	要支援1・2
介護予防支援費（単位）	472